



第44回

定時株主総会 招集ご通知

日時 2026年9月25日（金曜日）午後2時

※定時株主総会に先立ち、午後1時より、当社の活動内容・戦略などに関して株主様に詳細にご説明申しあげる機会として、株主様向けの経営報告会を開催いたします。この機会に是非ご参加いただきますようご案内申し上げます。

場所 札幌市中央区大通東十丁目11番地4
ウェルネット株式会社
札幌本社1階 「WELLNET HALL」

※会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。

※定時株主総会及び経営報告会のライブ配信は実施いたしません。録画映像を後日インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する予定です。

※株主様へのお土産はご用意しておりません。

ウェルネット株式会社

証券コード 2428

証券コード2428
2026年9月1日

株 主 各 位

札幌市中央区大通東十丁目11番地 4
ウェルネット株式会社
代表取締役社長 宮 澤 一 洋

第44回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第44回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



当社ウェブサイト <https://www.wellnet.co.jp/ir/soukai.html>

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ウェルネット」又は「コード」に当社証券コード「2428」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年9月24日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載の招集ご通知（電子提供措置事項）の3～4ページ「議決権行使についてのご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年9月25日（金曜日）午後2時 ※受付開始は午後0時30分から
※定時株主総会に先立ち、午後1時より、株主様向けの経営報告会を開催いたします。この機会に是非ご参加いただきますようご案内申し上げます。
2. 場 所 札幌市中央区大通東十丁目11番地 4
ウェルネット株式会社 札幌本社 1階「WELLNET HALL」
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）
3. 目的事項
報告事項 第44期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
(1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
(2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
(3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
(4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第18条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
新株予約権等の状況、業務の適正を確保するための体制、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要、株主資本等変動計算書、個別注記表
したがいまして、当該書面は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類の一部であり、また、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告及び計算書類の一部であります。
- ◎第33回定時株主総会より、株主総会ご出席の株主様へのお土産をとりやめさせていただいております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- ◎当社は、2026年8月10日開催の取締役会において、剰余金の配当について、株主様への利益配分の基本方針のもと期末配当を1株につき17円50銭とし、2026年9月28日を支払開始日としてお支払いすることを決議いたしました。これにより、中間配当12円00銭と合わせ、通期合計で29円50銭となります。

【議決権行使についてのご案内】

■書面による議決権行使の場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年9月24日（木曜日）午後6時までまでに到着するようご返送ください。

議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

■インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2026年9月24日（木曜日）午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) パソコンによる方法
 - ・ 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
 - ・ 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、「仮パスワード」は議決権行使サイト上で任意のパスワードへの変更が可能です。
 - ・ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ること
で、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。

（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）

- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコード
でのログインが出来ない場合には、上記2. (1)パソコンによる方法にて議決権行使を行っ
てください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議
決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を
有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主
様のご負担となります。

5. システム等に関するお問い合わせ

システム等に関するご不明な点につきましては、次のヘルプデスクにお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

事業報告

(2025年7月1日から
2026年6月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、不安定な国際情勢や政情、関税問題等の影響により、依然として先行き不透明な状況が継続しております。一方で、企業活動においては人手不足を補うための業務効率化や省人化を目的としたDX（デジタルトランスフォーメーション）に加えて営業力・収益力強化のためのソリューションを求める動きが活発になると想定されます。

このような事業環境のもと、当社も「ペーパーレス化」「キャッシュレス化」などDX化推進に取り組み、重点施策「電子請求・電子決済」「交通業界向けDX化プロジェクト／MaaS」などを推進し、その文脈上にある生活密着フィンテック・プラットフォームを見据えた施策を行っており、「ekaiin.com（e会員ドットコム）」、電子請求書発行・保存を行う「しまえーる」なども含め「決済＋αプラットフォーム拡大」に注力しております。

当事業年度においては、日本通信株式会社（証券コード：9424）の認証基盤を活用した安全・安心・快適・便利な『本人認証付き電子マネー』の社会実装に向けて各企業が電子マネーを内製化できるサービス、次世代地域マネー提供の準備を進めております。2026年7月には、日本通信株式会社主催の「FPoS Developers Conference 2026」において、登壇及び展示を行い、本人認証付き電子マネーをはじめとする認証・決済連携サービス構想や取り組みについて発信いたしました。加えて、本人認証技術を活用した未来の可能性についても提言し、決済と認証を融合した「安心・安全・快適・便利」な新たなサービス領域の実現を目指しております。

交通業界向け分野においては、国土交通省「共創モデル実証運行事業」の交付決定を受け、北海道経済連合会をはじめとする多くの関連法人・団体と連携し、北海道全域のシームレスな移動を実現するデジタルチケットサイト「ぐるっと北海道」の領域拡大を推進いたしました。本事業は北海道内各地のデジタルチケットを集約し、交通と観光を結び付けることで地域経済の活性化を目指すものであり、観光DX及びMaaS施策の中核事業として取り組んでおります。

また、「スルッとQRtto（クルット）」につきましては、サービス提供エリア及び利用

シーンの拡大が進み、南海電鉄株式会社が提供する「南海デジタルきっぷ」に採用されたほか、当社MaaSエンジンの交通事業者及び観光分野連携を推進いたしました。これにより、当社が提供する交通DXプラットフォーム活用は着実に拡大しております。

さらに、「アルタイルトリプルスター」を中核とした交通事業者向けソリューションの拡充を進め、関西国際空港においてアルタイルトリプルスタークラウドと接続した多言語対応自動券売機の運用を開始いたしました。加えて、発車案内デジタルサイネージを開発し、「はとバス東京駅丸の内南口のりば」及び「宮城交通仙台高速バスセンター」へ導入するなど、交通事業者のDXを支援するサービスラインアップの拡充を進めております。

これらの取り組みを進める一方、当期の業績につきましては、前事業年度に計上された大型案件の反動等の影響を受けましたが、「マルチペイメントサービス」「送金サービス」「アルタイルトリプルスター」を中心とした既存事業の運営に加え、電子マネー事業及び交通DX分野における新たな事業基盤の構築を進め、中長期的な企業価値向上に向けた取り組みを継続しております。

これらの活動の結果、当期の経営成績は、売上高10,059百万円（前期比7.9%減）、営業利益1,411百万円（前期比6.1%減）、経常利益1,505百万円（前期比9.6%減）、当期純利益1,081百万円（前期比0.4%増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中に当社が実施いたしました設備投資の総額は262百万円であり、その主なものは情報処理サービス提供目的のソフトウェア、サーバー設備及びその附属装置であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 対処すべき課題

当社は、今後5年間（2025年7月～2030年6月）の経営計画として「『Think Wild.』～新規サービスを北海道から生み出し、日本のDX化けん引企業に～」を策定いたしました。

その概要は以下のとおりであります。

計画概要 「Think Wild.」大胆な発想で挑戦！

～新規サービスを北海道から生み出し、日本のDX化けん引企業となる～

- ▶ 現状提供サービス収益最大化
 - 直接販売先拡大による利益率向上
 - 既存事業者へ全収納種類徹底普及
 - 既存大口事業者のDX化伴走者の獲得

- ▶ 安全・安心・快適・便利な電子マネーの社会実装
 - アルタイルに電子マネー実装
 - 電子マネーOEM普及拡大
 - WELLNET汎用マネーの拡大
- ▶ 決済プラスαサービス推進
 - BPOビジネス拡大
 - パッケージ商材（ekaiin.com、しまえーる）普及拡大
- ▶ 経営に寄与する管理会計／AI積極活用による生産性向上
- ▶ 地域／社会貢献
 - 北海道内高等専門学校支援による経済的理由による退学者0継続支援
 - ウインタースポーツ（スピードスケート）の振興に貢献

それに従い、現在提供しているサービスの収益最大化を目指し、次の各施策に尽力してまいります。

A. 電子マネー展開戦略

日本通信株式会社との協働で安心・安全に進化した当社の本人認証付き電子マネーは、汎用的に使える電子マネー「支払秘書」と、企業が自社の顧客向けに開発するアプリケーションなどに組み込む「OEM供給型」「次世代地域マネー」の3タイプの展開戦略を推進します。

B. 交通事業者向けIT化プロジェクトの積極推進

スマホ電子チケットアプリ「バスもり！」及び「アルタイルトリプルスター」においては、1回券、回数券、定期券、フリーパス、企画券、指定席券など電子化券種を拡大しております。今後、ABT（Account Based Ticketing）認証を活用したクラウド型サービスへの移行が進む中で、従来投資が困難であった地方などにおいても交通関係のDX化が拡大すると考えており、当社のオールインワンの交通事業者向けクラウドサービス「アルタイルトリプルスター」の利用拡大に向けた機能拡充及び提案営業をさらに強化してまいります。

C. 「マルチペイメントサービス」「送金サービス」の拡充

非対面決済「マルチペイメントサービス・送金サービス」は引き続き伸長するポテンシャルがあると見込んでおり、今後も事業者・コンシューマ双方の利便性向上に資する決済機能の拡充を目指します。今期は今後のスマホ決済が拡充することを見込み、Apple Pay、Google Payを実装、さらにいくつかの“Pay”対応を行いました。

また、2022年9月にファミリーマートでサービスインしたスマホバーコード決済「stanp」の利用者は着実に増加しており、他のコンビニでの採用を積極的に提案しております。

D. 地域貢献活動

当社が推進する「IT利活用・DX化」自体が地球環境保全に資するものと認識しております。

地域社会への貢献として、北海道の工業高等専門学校に通う経済面で苦勞する学生向けに設立した“ウェルネット奨学金”により多くの学生を支援しております。2025年度までの累計では1,129名に対し約1億2千万円の奨学金を支給しており、経済的理由による退学者0に直接的に貢献しております。本活動は今後も継続します。

また、地元北海道のウィンタースポーツ振興に寄与するため、北海道オール・オリンピックズが推進する「スクラム」構想へ参画し、当社社員としてアスリート4名の活躍を支援しております。うち2名（山田和哉選手及び蟻戸一永選手）は2026年2月にイタリアで開催された第25回オリンピック冬季競技大会に出場し、スピードスケート男子追い抜き団体（チームパシュート）において8位入賞を果たしました。2026年4月にはさらなる支援強化とレベルアップを目的として「スケート部」を発足しております。当社は引き続き、当社サービスプラットフォーム「ekaiin.com」等も有効活用し、ITによるスポーツ振興を促進してまいります。

E. 人材投資と社員の働きがい向上

当社は「社員に自身の可能性を試すフィールドを提供する」ことを経営理念の一つとし、「優秀な人材確保・育成、内製化促進のため人材に投資」することを中期経営計画「Think Wild.」に掲げております。

その政策の一環で2025年8月に社員の挑戦を支える「奨学金返還支援制度」を導入し、社員の経済的な負担を軽減し、安心してキャリア形成に集中できる環境を整えました。また、ライフステージに応じた働きやすい環境づくりにより従業員が安心して長く働ける職場を目指していることが評価され、2026年1月には札幌市ワーク・ライフ・バランスplus認証制度において、最上位区分である「ステップ3先進取組企業（法令を上回る取り組みを行っている企業）」の認証を取得しました。

さらに、米国で始まったビルやオフィスなどの空間を健康の視点で評価・認証する「WELL認証」最高ランク「プラチナ」認定を受けている当社本社社屋は、創意と工夫を凝らしたオフィスを表彰する「第36回日経ニューオフィス賞」も受賞、人的資本である従業員に最高レベルの労働環境を提供することで生産性向上や働き方改革など企業価値の向上を実践しております。

F. 計数目標

「2030-2030」～2030年に純利益20億円・経常利益30億円と5年間で利益規模倍増。

G. 株主還元方針

株主様により安心して投資いただけるように、株主様への利益配分の基本方針を次のとおりいたしました。

(年間配当金) DOE (株主資本配当率) 5 %を下限として導入し、配当性向50%以上の配当を継続

(中間配当金) DOE 2.5%を下限として実施。

(3) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 41 期 (2023年6月期)	第 42 期 (2024年6月期)	第 43 期 (2025年6月期)	第 44 期 (2026年6月期) (当事業年度)
売 上 高 (千円)	9,424,198	10,132,265	10,918,645	10,059,578
経 常 利 益 (千円)	935,838	1,223,951	1,664,528	1,505,254
当 期 純 利 益 (千円)	635,504	836,790	1,077,892	1,081,895
1 株当たり当期純利益 (円)	33.68	44.29	57.56	57.27
総 資 産 (千円)	24,892,407	27,141,374	29,302,442	25,984,219
純 資 産 (千円)	7,826,946	8,378,932	8,860,702	9,261,162
1 株当たり純資産額 (円)	410.38	437.87	467.03	484.47

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(5) 主要な事業内容（2026年6月30日現在）

＜マルチペイメントサービス＞

コンビニ店頭や郵便局で紙の請求書や振込票を利用して決済するサービスと、電子請求を使いコンビニのKIOSK・POS端末やATM、インターネットバンキング、電子マネー、クレジットカードなどを利用して決済を行うサービスをワンストップで提供しております。

あわせて、送金サービスも提供しております。また、請求・決済・認証の電子化も積極的に進めております。スマホアプリ「バスもり!」「ekaiin.com」「しまえーる」など、決済周辺領域サービスの提供を行っております。

(6) 主要な営業所及び事業所（2026年6月30日現在）

札幌本店	北海道札幌市中央区大通東十丁目11番地4
東京本社	東京都港区西新橋一丁目15番4号 銀泉西新橋ビル2F
西日本支店	大阪府大阪市北区大深町6番38号 グラングリーン大阪北館JAM BASE 9F JAM-STUDIO 918号室
九州営業所	福岡県福岡市中央区天神一丁目11番1号 ONE FUKUOKA BLDG.7階

（注）2026年3月23日に西日本支店を大阪府大阪市北区鶴野町1番9号 梅田ゲートタワー8階から移転しております。

(7) 従業員の状況（2026年6月30日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
名 137	名増 6	歳 39.0	年 8.3

（注）契約社員及びパート28名（年間の平均人員）を含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（2026年6月30日現在）

借入先	借入額
株式会社北洋銀行	1,500百万円

2. 会社の株式に関する事項（2026年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 54,624,000株
- (2) 発行済株式の総数 19,400,000株（自己株式428,460株を含む）
- (3) 株主数 17,520名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	株	%
株式会社三井住友銀行	918,600	4.84
東京中小企業投資育成株式会社	613,600	3.23
宮澤 一洋	578,590	3.04
光通信K K投資事業有限責任組合	497,500	2.62
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	478,000	2.51
須田 忠雄	445,400	2.34
R E FUND 107-CLIENT AC	361,000	1.90
渡辺 佳昭	343,800	1.81
日本生命保険相互会社	340,200	1.79
高橋 雅行	314,800	1.65

- (注) 1. 当社は、自己株式428,460株を保有しておりますが、上記の大株主からは除いております。
2. 持株比率は、自己株式428,460株を控除して計算しております。
3. 上記自己株式428,460株には、当社が2010年6月18日に導入した「株式給付信託（J-ESOP）」の受託先である株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する当社株式186,600株は含まれておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

a. 取締役（監査等委員を除く。）報酬額

取締役（監査等委員を除く。）の報酬額は、取締役及び執行役員の役割と役位に応じて決定される基本報酬と業績に連動する変動報酬、及び株式報酬の組み合わせにより支給します。各個人別の支給額は、第三者機関による調査データを参考に、業種・業態・事業規模・株式時価総額等で当社と類似する企業の水準を確認したうえ、業績目標達成度等を勘案し、取締役会が指名・報酬委員会へ諮問し、その答申をもとに取締役会で決定します。なお、取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2017年9月27日開催の第35回定時株主総会において年額200,000千円以内（使用人分給与は含めない。）、譲渡制限付株式報酬限度額は年額20,000千円以内（使用人分給与は含めない。）と決議されております。

b. 取締役（監査等委員）報酬額

取締役（監査等委員）の報酬額は、基本報酬と株式報酬の組み合わせにより支給します。各個人別の支給額は、第三者機関による調査データを参考に、監査等委員である取締役間の協議により決定します。

なお、取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年9月27日開催の第35回定時株主総会において年額50,000千円以内、譲渡制限付株式報酬限度額は年額10,000千円以内と決議されております。

c. 株式報酬制度への移行

当社は、ストックオプション制度採用の後、2018年6月期より譲渡制限付株式報酬制度による支給に移行しております。

役員区分	目的となる株式数（株）	交付した対象取締役の員数（名）
監査等委員ではない取締役 （うち社外取締役）	普通株式 26,526 （普通株式 —）	5 （—）
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	普通株式 4,371 （普通株式 4,371）	3 （3）
合計 （うち社外取締役）	普通株式 30,897 （普通株式 4,371）	8 （3）

譲渡制限付株式報酬の具体的な内容

①譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、報酬額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込むことにより、当社の普通株式の処分を受けることになります。

なお、本制度により当社が自己株式を処分する普通株式1株当たりの払込金額は、処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当社取締役会において決定します。

また、当該普通株式の処分にあたっては、対象取締役が現物出資に同意していること及び当社との間で譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件といたします。

②譲渡制限付株式割当契約の内容

本制度による当社の普通株式の処分にあたっては、当社取締役会決議に基づき、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下、「本契約」という。）を締結するものとし、その内容として、以下の事項を含むものいたします。

a. 譲渡制限の内容

対象取締役は、当社普通株式の交付日から1年間（以下、「譲渡制限期間」という。）、本契約により割当てを受けた当社普通株式（以下、「本株式」という。）につき、譲渡、担保権の設定、その他の処分をすることができない（以下、「本譲渡制限」という。）。

b. 当社による本株式の無償取得

当社は、本株式の割当てを受けた対象取締役が、本譲渡制限期間中に次の各号のいずれかに該当した場合は、本株式の全部を無償で取得する（当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除く）。

禁錮以上の刑に処せられた場合

破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合

差押え、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも退任した場合

当社の事業と競業する業務、又は法人その他の団体の役員に就任した場合

法令、当社の内部規程又は本契約に重要な点で違反した場合

c. 譲渡制限の解除

本譲渡制限期間の取締役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合、又は継続して当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点（但し、死亡により退任した場合は当該退任の直後の時点）をもって対象取締役（但し、死亡により退任した場合は相続人）が保有する本株式の全部についての本譲渡制限を解除する。

d. 組織再編等における取扱い

取締役会の決議により、本払込期日を含む月から当該承認の日（以下「組織再編等承認日」という。）を含む月までの月数を12で除した数に、組織再編等承認日において保有する本株式の数乗じた数（但し、1株未満の端数が生ずる場合切り捨て）の本株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これにかかる本譲渡制限を解除する。

(6) その他株式に関する重要な事項

自己株式の処分

① 譲渡制限付株式報酬として、自己株式の処分

2025年10月30日開催の当社取締役会決議に基づき、自己株式の処分を行いました。

処分した株式の種類及び数 普通株式 30,897株

② 当事業年度におけるストックオプションの権利行使による自己株式の処分

処分した株式の種類及び数 普通株式 152,500株

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2026年6月30日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	宮 澤 一 洋	執行役員社長
取 締 役	加 藤 達 也	執行役員本社営業部長 株式会社東京ビューティー 取締役会長
取 締 役	吉 元 啓 介	執行役員西日本支店長兼本社社長室長
取 締 役	東 原 幸 生	執行役員管理部長
取 締 役	中 條 洋 次	執行役員サービス開発部長
取締役（監査等委員）	花 澤 隆	
取締役（監査等委員）	浦 田 祥 範	北海道ベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役 株式会社インプル 社外取締役 日本グランデ株式会社 監査役
取締役（監査等委員）	山本・ティレル・由美	Nippon Investment Bespoke Research UK Ltd（ニッポンインベストメントベスポークリサーチ）代表取締役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）である花澤隆、浦田祥範及び山本・ティレル・由美の3氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）である花澤隆、浦田祥範及び山本・ティレル・由美の3氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・花澤隆氏は、経営者として長年培ってきた専門知識及び経験を有しております。
 - ・浦田祥範氏は、金融業界で長年培ってきた専門知識及び経験並びにベンチャーキャピタルの経営者として培ってきた専門知識及び経験を有しております。
 - ・山本・ティレル・由美氏は、上場企業向けアドバイザーや日本株リサーチ等に豊富な知識と経験を有しております。また、Nippon Investment Bespoke Research UK Ltd（ニッポンインベストメントベスポークリサーチ）の創業・代表取締役であり経営者としての知見も有しております。
3. 当社は、取締役（監査等委員）花澤隆、浦田祥範及び山本・ティレル・由美の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、独立役員全員は、主要株主、主要な取引先の出身者等には該当しないことから、独立性が高く、一般株主との利益相反の生じる恐れがないと判断しております。

4. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
5. 当社は執行役員制度を導入しており、2026年6月30日現在の執行役員は以下のとおりであります。

氏 名	担 当
宮澤 一洋	執行役員社長
加藤 達也	執行役員本社営業部長
吉元 啓介	執行役員西日本支店長兼本社社長室長
東原 幸生	執行役員管理部長
中條 洋次	執行役員サービス開発部長
塩田 三郎	執行役員交通システム担当

(2) 取締役の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	固定報酬	変動報酬		支給対象 の役員数
		金銭報酬	業績連動報酬等	譲渡制限付株式	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	74,485千円 （－）	52,398千円 （－）	3,948千円 （－）	18,138千円 （－）	5名 （－）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	15,598千円 (15,598千円)	12,600千円 (12,600千円)	－ （－）	2,998千円 (2,998千円)	3名 (3名)
合計 （うち社外取締役）	90,083千円 (15,598千円)	64,998千円 (12,600千円)	3,948千円 （－）	21,137千円 (2,998千円)	8名 (3名)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2017年9月27日開催の第35回定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は2名であります。また、別枠で、2017年9月27日開催の第35回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬額として年額20,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議されております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年9月27日開催の第35回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名であります。また、別枠で、2017年9月27日開催の第35回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬額として年額10,000千円以内と決議されております。
4. 業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容、当該業績指標を選択した理由及び業績連動報酬等の額の算定方法は、「(3) 取締役報酬決定の方針 c. 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針」に記載のとおりであります。
5. 非金銭報酬等として取締役に対して譲渡制限付株式を交付しています。当該譲渡制限付株式の内容及びその交付状況は「2. 会社の株式に関する事項 (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりであります。

(3) 取締役報酬決定の方針

当社は、2022年9月21日付で、取締役会の任意の諮問機関として委員の過半数が独立社外取締役であり、独立社外取締役が委員長となる「指名・報酬委員会」を設置しました。この指名・報酬委員会への諮問と答申を受けて、同日開催の取締役会において、以下のとおり、取締役(監査等委員を除く。)の個人別の報酬の内容に係る決定方針を決議しております。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、任意の指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

a. 基本方針

当社の取締役(監査等委員を除く)の報酬は、(i)多様で優秀な人材を獲得し保持すること(ii)企業価値の増大への取り組みを促進すること(iii)株主との利害の共有を図ることを目的とした報酬体系とする。具体的には、基本報酬(金銭報酬)と会社業績を反映した業績連動報酬等で構成する。なお、決定のプロセスにあたっては、監査等委員である独立社外取締役が委員長となり、かつ、独立社外取締役が構成員の過半を占める指名・報酬委員会(任意設置)の審議を経て取締役会で決定することで客観性及び透明性を確保する。

b. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬については、固定報酬とし月例で支給する。また、基本報酬と業績連動報酬等の金銭報酬の合計は、株主総会にて決議された範囲内で、取締役会で決定する。

取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額(基本報酬と業績変動報酬額の金銭報酬部分の合計)は、2017年9月27日開催の第35回定時株主総会において年額2億円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議されている。

c. 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、短期の業績連動報酬として金銭報酬と非金銭報酬で構成する。

業績連動報酬等は、基本報酬に一定度の比率を乗じた額を標準額とし、これに業績に連動した係数を乗じて算出する。業績の評価に使用する業績指標には、経常利益及び中長期的経営課題への取り組みに係る指標(例：サービスの売上高目標等)を使用する。業績連動報酬等の金銭報酬は、当期に支給する。

d. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等の非金銭報酬部分は、インセンティブを目的とした譲渡制限付株式報酬とする。譲渡制限付株式報酬は、次項で定める額に相当する個数(株数)を、株主総会にて決議された範囲内で、取締役会で決定し毎年11月に割り当てる。なお、払込期日(割当

日)から1年間を譲渡制限期間として定める。

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として導入された、取締役（監査等委員を除く）の譲渡制限付株式報酬の限度額は、2017年9月27日開催の第35回定時株主総会において年額2千万円（3万株）以内と決議されている。

- e. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬と短期実績を反映した金銭報酬及びインセンティブを目的とした譲渡制限付株式報酬の額の割合に関しては、株主様と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、原則として50%：50%を基準として設定する。業績連動報酬等における非金銭報酬(譲渡制限付株式報酬)の額は、基本報酬および業績連動報酬等の合計および使用人を兼務する取締役にあっては使用人分給与を加えた額の原則として15%を基準として設定する。

- f. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の各個人別の報酬等は、役位及び職責に応じて第三者機関による調査データを参考に、業種・業態・事業規模・株式時価総額等で当社と類似する企業の水準を確認したうえ、業績目標達成度等を勘案し、取締役会が指名・報酬委員会へ諮問し、その答申をもとに取締役会で決定する。

なお、監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員である取締役間の協議により決定することとしております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定と当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を、非業務執行取締役である花澤隆、浦田祥範及び山本・ティレル・由美の3氏との間で締結しております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社と役員の地位に基づき行った行為(不法行為を含みます。)に起因して、株主や第三者等から損害賠償請求がなされたことで被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることになります。保険料は全額を会社負担としております。なお、当該保険の被保険者は監査等委員を含む全取締役であります。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役（監査等委員）浦田祥範氏は、北海道ベンチャーキャピタル株式会社の代表取締役、株式会社インプルの社外取締役及び日本グランデ株式会社の監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役（監査等委員）山本・ティレル・由美氏は、Nippon Investment Bespoke Research UK Ltd（ニッポン インベストメント ベスポーク リサーチ）の創業・代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ② 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	期待される役割に関して行った職務の概要及び主な活動内容
取締役 (監査等委員)	花 澤 隆	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、期待される役割としてシステムに知見のある経営者としての豊富な経験を活かし、専門的な発言を行っております。また、開催された監査等委員会13回全てに出席し、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。さらに、開催された任意の指名・報酬委員会3回全てに出席しております。
取締役 (監査等委員)	浦 田 祥 範	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、期待される役割として金融業界で培ってきた専門知識と経営者としての知見と経験を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、開催された監査等委員会13回全てに出席し、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。さらに、開催された任意の指名・報酬委員会3回全てに出席しております。
取締役 (監査等委員)	山本・ティレル・由美	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、期待される役割として上場企業向けアドバイザーや日本株リサーチに係る豊富な知識と経験、経営者としての知見を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、開催された監査等委員会13回全てに出席し、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。さらに、開催された任意の指名・報酬委員会3回全てに出席しております。

(注) 上記の取締役会開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす決議の省略が2回ありました。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	30,400千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,400千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査等委員会に請求し、監査等委員会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は第35回定時株主総会において、会社法第459条の規定に基づき、取締役会決議によって剰余金の配当等ができる旨の定款変更決議を行っています。

また、当社は、株主様に安心して長期投資をいただくため、株主様への利益配分の基本方針を次のとおり掲げております。

(年間配当金) DOE (株主資本配当率) 5%を下限として導入し、配当性向50%以上の配当を継続
(中間配当金) DOE 2.5%を下限として実施

当事業年度の1株あたりの剰余金の配当につきましては、2026年1月30日開催の取締役会において、中間配当金を12円00銭とすることを決議し、2026年8月10日開催の取締役会において、期末配当金を17円50銭(年間配当金は29円50銭)とすることを決議しております。

貸借対照表

(2026年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	19,010,046	流 動 負 債	15,054,720
現 金 及 び 預 金	13,322,122	買 掛 金	392,310
売 掛 金 及 び 契 約 資 産	642,394	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	100,000
商 品	4,494	未 払 金	357,695
貯 蔵 品	829	未 払 費 用	38,003
前 払 費 用	105,315	未 払 法 人 税 等	136,094
預 け 金	3,961,350	契 約 負 債	561
そ の 他	973,540	預 り 金	5,020,028
固 定 資 産	6,974,172	収 納 代 行 預 り 金	8,917,888
(有 形 固 定 資 産)	(3,628,314)	賞 与 引 当 金	19,070
建 築 物	1,844,434	ポ イ ン ト 引 当 金	0
構 築 物	32,284	そ の 他	73,069
車 両 運 搬 具	2,541	固 定 負 債	1,668,337
工 具 、 器 具 及 び 備 品	146,110	長 期 借 入 金	1,400,000
土 地	1,602,943	株 式 給 付 引 当 金	94,443
(無 形 固 定 資 産)	(507,944)	退 職 給 付 引 当 金	7,470
商 標 権	167	資 産 除 去 債 務	13,737
ソ フ ト ウ エ ア	507,587	長 期 未 払 金	119,007
そ の 他	188	そ の 他	33,678
(投 資 そ の 他 の 資 産)	(2,837,914)	負 債 合 計	16,723,057
投 資 有 価 証 券	799,034	純 資 産 の 部	
出 資 金	29,384	科 目	金 額
長 期 前 払 費 用	93,499	株 主 資 本	9,200,086
差 入 保 証 金	1,840,525	資 本 金	667,782
繰 延 税 金 資 産	74,057	資 本 剰 余 金	3,509,216
そ の 他	1,413	資 本 準 備 金	3,509,216
資 産 合 計	25,984,219	利 益 剰 余 金	5,547,892
		利 益 準 備 金	22,010
		そ の 他 利 益 剰 余 金	5,525,882
		別 途 積 立 金	3,160,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	2,365,882
		自 己 株 式	△524,805
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△9,005
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△9,005
		新 株 予 約 権	70,080
		純 資 産 合 計	9,261,162
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	25,984,219

損 益 計 算 書

(2025年7月 1 日から
2026年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		10,059,578
売 上 原 価		7,562,512
売 上 総 利 益		2,497,065
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,086,012
営 業 利 益		1,411,053
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	29,007	
有 価 証 券 利 息	12,778	
受 取 配 当 金	135	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	9,722	
補 助 金 収 入	46,719	
そ の 他	6,580	104,943
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10,328	
そ の 他	414	10,742
経 常 利 益		1,505,254
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	1,128	1,128
税 引 前 当 期 純 利 益		1,506,382
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	390,997	
法 人 税 等 調 整 額	33,489	424,486
当 期 純 利 益		1,081,895

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年8月10日

ウェルネット株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 皆 川 裕 史
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹 田 菜 月
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ウェルネット株式会社の2025年7月1日から2026年6月30日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作

成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、

個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守し

たこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年7月1日から2026年6月30日までの第44期事業年度における取締役の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、札幌本社、東京本社及び西日本支店において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役及びEY新日本有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年8月10日

ウェルネット株式会社 監査等委員会

監査等委員 浦田 祥 範 ⑩

監査等委員 花 澤 隆 ⑩

監査等委員 山本・ティレル・由美 ⑩

(注) 監査等委員浦田祥範、花澤隆及び山本・ティレル・由美の3名は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。取締役候補者の選定にあたっては、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会の審議を経ております。また、本議案について、当社の監査等委員会において検討がなされ、すべての候補者は当社の取締役として適任であるとの意見表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当、重要な兼職の状況	
1	みやざわ かずひろ 宮澤 一 洋 (1960年2月24日生) 【再任】	1983年3月 東洋計器株式会社入社 1996年3月 株式会社一高たかはし（現 株式会社いちたかガスワン）入社 1996年9月 当社 取締役営業部長 2009年9月 当社 代表取締役執行役員社長（現任）	所有する当社の株式数 578,590株 取締役会への出席状況 14回全て出席 任意の指名・報酬委員会への出席状況 3回全て出席
	【取締役候補者とした理由】 宮澤一洋氏は、1996年9月から当社取締役営業部長として当社サービススキームを考案、推進、拡大してまいりました。また、2009年9月の代表取締役執行役員社長就任後は的確な経営判断を行ってまいりました。今後も強いリーダーシップによって全社を牽引することを期待し、取締役候補者となりました。		
2	かとう たつお 加藤 達也 (1965年2月1日生) 【再任】	1988年4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 2009年4月 三井住友銀行（中国）有限公司出向（上海） 2013年4月 株式会社三井住友銀行 決済業務部長 2017年4月 同行 グローバル決済業務部長 2020年4月 同行 トランザクションバンキング営業部長 2021年4月 当社 執行役員社長室長 2021年7月 当社 執行役員決済イノベーション推進部長兼社長室長 2021年9月 当社 取締役執行役員決済イノベーション推進部長 2023年5月 株式会社東京ビューティー 取締役会長（現任） 2024年7月 当社 取締役執行役員本社営業部長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社東京ビューティー 取締役会長	所有する当社の株式数 18,134株 取締役会への出席状況 14回全て出席
	【取締役候補者とした理由】 加藤達也氏は、株式会社三井住友銀行において、大企業向け決済サービス企画・開発、ソフトウェア・エスクロウ業務企画・開発・運用会社立ち上げ、キャッシュマネジメントサービスは100社以上が導入する等、多岐に亘る経験を有しております。2021年9月の当社取締役執行役員就任後は、営業活動についての的確な業務執行を行ってまいりました。今後も当社の営業活動を推進することを期待し、取締役候補者となりました。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当、重要な兼職の状況	
3	よし もと けい すけ 吉 元 啓 介 (1963年5月12日生) 【再 任】	1986年4月 三井物産株式会社入社 1993年12月 同社 北海道支社機械情報燃料室課長代理 1999年4月 同社 情報産業本部テレコム事業部マネージャー 2001年4月 三井物産テレパーク株式会社（現 株式会社ティーガイア） モバイル事業本部営業統括部長 2009年10月 株式会社ティーガイア 執行役員営業第一本部長 2011年6月 同社 上席執行役員営業第一本部長 2017年4月 同社 常務執行役員モバイル第一事業部門長 2023年4月 当社 社長室長兼事業推進部長 2023年7月 当社 執行役員西日本支店長兼社長室長 2023年9月 当社 取締役執行役員西日本支店長兼社長室長 2024年7月 当社 取締役執行役員西日本支店長兼本社社長室長(現任)	所有する当社の株式数 12,993株 取締役会への出席状況 14回全て出席
		【取締役候補者とした理由】 吉元啓介氏は、三井物産株式会社北海道支社在籍時に当社のコンビニ各社の開拓及び重要な事業者である航空事業者の開拓を支援、当社の根幹構築に尽力されました。また、株式会社ティーガイアにおいて、モバイル事業を中心に、豊富なスキーム構築・提携・営業・組織運営の経験を有しております。2023年9月の当社取締役執行役員就任後は、西日本地域のビジネス拡大及びコンビニ各社との良好な関係構築、電子マネー関連事業の拡大についての的確な業務執行を行ってまいりました。今後もこれらの業務を推進することを期待し、取締役候補者といいたしました。	
4	ひがし はら さち お 東 原 幸 生 (1959年3月12日生) 【再 任】	1982年4月 株式会社北洋相互銀行（現 株式会社北洋銀行）入行 2006年1月 株式会社北洋銀行 西線支店長 2008年10月 同行 札幌南支店長 2010年6月 同行 システム部担当部長 2011年6月 同行 システム部長 2012年6月 同行 執行役員函館中央支店長 2014年6月 同行 取締役事業戦略部長 2016年6月 同行 常務取締役 2017年6月 交洋不動産株式会社 代表取締役社長 2023年6月 同社 顧問 2023年9月 当社 取締役（監査等委員） 2024年9月 当社 取締役執行役員管理部長（現任）	所有する当社の株式数 9,873株 取締役会への出席状況 14回全て出席
		【取締役候補者とした理由】 東原幸生氏は、株式会社北洋銀行において、企業向け投融資業務、経営企画業務、IT戦略関連業務等に携わり、金融・地域経済・情報システムにおける知見を有しております。また、株式会社北洋銀行常務取締役及び交洋不動産株式会社代表取締役社長を歴任され、経営者としての知見も有しております。2024年9月の当社取締役執行役員就任後は、管理部門において的確な業務執行を行ってまいりました。今後もこれらの業務を推進することを期待し、取締役候補者といいたしました。	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当、重要な兼職の状況	
5	ちゅう じょう よう じ 中 條 洋 次 (1964年5月29日生) 【再 任】	1988年4月 株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行） 入行 2009年5月 株式会社みずほ銀行 ITシステム統括部次長 2014年4月 みずほ情報総研株式会社（現 株式会社みずほ銀行） 事業部長 2019年6月 日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー株式会社 常務取締役 2024年8月 当社 顧問 2024年9月 当社 取締役執行役員サービス開発部長（現任）	所有する当社の株式数 8,059株 取締役会への出席状況 14回全て出席
	【取締役候補者とした理由】 中條洋次氏は、株式会社みずほ銀行及びみずほフィナンシャルグループ情報戦略会社並びに日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー株式会社においてIT業務に長く携わり、システム開発部門の統括管理に豊富な知識と経験を有しております。2024年9月の当社取締役執行役員就任後は、サービス開発部門において、当社の先進的なサービスのシステム開発、品質管理、リスク対策及びセキュリティ対策に係る業務について、的確な業務執行を行ってまいりました。今後もこれらの業務を推進することを期待し、取締役候補者いたしました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「3. 会社役員に関する事項(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。各候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役山本・ティレル・由美氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当、重要な兼職の状況		
やまもと 山本・ティレル・由美 (1970年3月2日生) 【再 任】	2001年1月	Nomura International Plc, London, UK Director (ノムラ・インターナショナル Plc ディレクター)	所有する当社の株式数 2,877株 取締役会への出席状況 14回全て出席 監査等委員会への出席状況 13回全て出席 任意の指名・報酬委員会 への出席状況 3回全て出席
	2009年3月	Pronet Analytics Plc, IIR Group, London, UK PSQ Analytics Sales Executive (プロネット アナリティクス Plc PSQ アナリティクス セールス ディレクター)	
	2009年10月	ソーせいグループコーポレーション (現 ネクセラファーマ株式会社) ロンドン支社 CSR & IRディレクター	
	2011年5月	ARJ (Europe) Limited (アドバンストリサーチジャパン) ロンドン支社 マネージング・ディレクター	
	2014年6月	Nippon Investment Bespoke Research UK Ltd (ニッポン インベストメント ベスパーク リサーチ) 代表取締役 (現任)	
	2024年9月	当社 社外取締役監査等委員 (現任)	
	(重要な兼職の状況) Nippon Investment Bespoke Research UK Ltd (ニッポン インベストメント ベスパーク リサーチ) 代表取締役		
【社外取締役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割】 山本・ティレル・由美氏は、上場企業向けアドバイザリーや日本株リサーチ等に豊富な知識と経験を有しております。また、Nippon Investment Bespoke Research UK Ltd (ニッポン インベストメント ベスパーク リサーチ) の創業・代表取締役であり経営者としての知見も有しております。また、2024年からは当社の社外取締役として、取締役会において、的確な指導、助言を数多くいただいております。これらのことから、当社経営に対する的確な助言、業務遂行の適切な監督を期待できると判断し、社外取締役 (監査等委員) 候補者といたしました。			

- (注) 1. 山本・ティレル・由美氏の戸籍上の氏名は、山本由美であります。
2. 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 同氏は、社外取締役 (監査等委員) 候補者であります。
4. 社外取締役に就任してからの年数について、同氏は現に当社の社外取締役にあり、在任期間は本総会終結の時をもって2年になります。
5. 当社は、会社法第427条第1項の規定と当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を非業務執行取締役との間で締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425第1項に規定する最低責任限度額を上限としており、同氏の再任が承認された場合、同氏との間で責任限定契約を更新する予定です。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「3. 会社役員に関する事項 (5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」

に記載のとおりです。同氏の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

7. 当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

■ご参考：取締役のスキルについて（本総会において各候補者が選任された場合）

当社は個々の取締役のスキルについて過不足なく適切に配置しており、その一覧は下表のとおりです。

区 分				当社における地位	氏 名	担 務		経験・専門性					
						業務 執行	監査 監督	企業 経営	営業 戦略	金融 市場	システム 開発	財務	法務
1	再任			代表取締役	宮 澤 一 洋	●		○	○	○			
2	再任			取締役	加 藤 達 也	●		○	○			○	
3	再任			取締役	吉 元 啓 介	●		○	○				
4	再任			取締役	東 原 幸 生	●		○				○	○
5	再任			取締役	中 條 洋 次	●		○	○		○		
6	現任	社外	独立	取締役監査等委員	花 澤 隆		●	○	○		○		
7	現任	社外	独立	取締役監査等委員	浦 田 祥 範		●	○		○		○	
8	再任	社外	独立	取締役監査等委員	山本・ティレル・由美		●	○		○		○	

以上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内略図

会場 札幌市中央区大通東十丁目11番地 4
ウェルネット株式会社 札幌本社 1 階「WELLNET HALL」



最寄駅 J R 千歳線・函館本線 苗穂駅南口より徒歩 8 分

札幌市営地下鉄東西線 バスセンター前駅10番出口より徒歩10分

最寄停留所 ジェイ・アール北海道バス・北海道中央バス 北1条東10丁目停留所より徒歩 3 分

※会場が前回と異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください。

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。